

お客様各位



サービス貸渡規約一部改定のお知らせ

平素は TOYOTA SHARE をご利用いただき、誠にありがとうございます。

TOYOTA SHARE では、
2023年6月26日より本サービスの利用規約第2条（入会資格）に
基づきまして、本利用規約を一部改定いたします。
改定箇所につきましては、以下の新旧対照表をご確認ください。

・2023年6月26日付 TOYOTA SHARE サービス貸渡規約 新旧対照表

条項	新条文	旧条文	変更の趣旨
第28条 (駐車違反の 場合の処置等) 第2項	前項の場合において警察等から提携事業者に対して駐車違反について連絡があった場合、提携事業者は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を提携事業者所定の場所に移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時又は提携事業者の指示する時までに取扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の提携事業者所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとします。また、提携事業者は、会員若しくは登録運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。確認できない場合には、当社が定める駐車違反違約金(https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/important/index.html#parking_violation)を提携事業者に対し支払うことに同意します。	前項の場合において警察等から提携事業者に対して駐車違反について連絡があった場合、提携事業者は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を提携事業者所定の場所に移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時又は提携事業者の指示する時までに取扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の提携事業者所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとします。また、提携事業者は、会員若しくは登録運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。確認できない場合には、当社が定める駐車違反違約金(https://mobility.toyota.jp/toyotashare/important/?padid=menu_important)を提携事業者に対し支払うことに同意します。	リンク先 URL 変更のため
第41条 (保険及び補償) 第1項	会員が第29条第2項の損害賠償責任を負うときは、提携事業者がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は提携事業者の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。 1.対人補償 1名限度額 無制限(自賠責保険を含む) 2.対物補償 1事故限度額 無制限(免責額5万円) 3.車両補償 1事故限度額 車両時価額まで(免責額5万円) 4.人身傷害補償 1名につき 3000万円まで	会員が第29条第2項の損害賠償責任を負うときは、提携事業者がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は提携事業者の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。 1.対人補償 1名限度額 無制限(自賠責保険を含む) 2.対物補償 1事故限度額 無制限(免責額0万円) 3.車両補償 1事故限度額 車両時価額まで(免責額0万円) 4.人身傷害補償 1名につき 3000万円まで	免責額誤植 修正のため

・2023年6月26日以降 [TOYOTA SHARE サービス貸渡規約 全文](#)

以上